

令和7年度 食品ロス削減啓発事業

「残さず食べてトキめきアップ^{さんまる いちまる}★30・10運動」

普及に向けた啓発グッズ配布の手引き

目次

記載内容	掲載ページ
1. 事業概要	1～2
2. 啓発グッズの注文	3
3. 実施後アンケートの提出	4
4. 啓発グッズの送付	5
5. 注文から発送、実施後アンケート提出までの流れ	5
6. 問合せ先	5
7. よくある質問	6

本手引きに記載の各書類（注文書、実施後アンケート）は、市のホームページに掲載しています。

市のホームページ
QRコード



市のホームページにて、下記ワードで検索

食品ロス 30・10運動

1. 事業概要

(1) 目的

令和5年度における日本全体の食品ロスは年間約464万トンにのぼり、その経済的損失は約4兆円となっています。こうした現状を踏まえ、市内の事業者及び市民が一体となって「30・10運動」（会のはじまり30分とお開き前10分は料理を楽しむことで食べ残しを減らす取組）の普及に取り組み、飲食店・宿泊施設等における食品ロス（食べ残し）の削減を図ることを目的とします。

(2) 内容

この事業は、「残さず食べてトキめきアップ^{さんまる いちまる}★30・10運動」普及プロジェクトとし、宴会場を備えたホテル、宴会が実施可能な居酒屋等の飲食店の営業者を対象に、「残さず食べてトキめきアップ^{さんまる いちまる}★30・10運動」普及啓発グッズを無料で配布します。本プロジェクト名には、食べ物を大切に、食品ロスを減らすことで、みんなの心が“トキめき”（わくわく・嬉しさ）で満たされるようにという願いが込められており、出雲市のトキのマスコットキャラクター「ミコトッキー」とともに、30・10運動への協力を呼びかけ、食品ロス削減の大切さを多くの方に伝えていきます。

なお、実施店舗の住所、店舗名、電話番号、URL（URLは希望店舗のみ）は「残さず食べてトキめきアップ^{さんまる いちまる}★30・10運動」普及協力店として市のホームページに掲載させていただきます。

(3) 啓発グッズの配布対象者

本事業に賛同し、市民への啓発に協力していただける市内の飲食店・宿泊施設等の営業者。

(4) 啓発グッズの配布対象とならない者

前述の啓発グッズの配布対象者となる者であっても、以下の要件に該当する営業者は、配布の対象となりませんので、ご注意ください。

- ①法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人
- ②政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項に規定する政治団体
- ③宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体
- ④出雲市暴力団排除条例(平成23年出雲市条例155号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ⑤①～④に掲げる者のほか、啓発グッズ配布の趣旨に照らして、適当でないと市長が判断する者

(5) 啓発グッズの種類等 (イメージ図は別紙をご参照ください。)

	内容	サイズ (mm)	注文上限数※ (店舗ごと)
1	三角柱POP (防水加工済)	65mm×140mm (組立時)	10
2	両面チラシ (ラミネートあり)	210mm×297mm (A4サイズ)	ラミネートあり・なし合計で 20
	両面チラシ (ラミネートなし)		

※注文上限数は目安です。不足する場合は環境施設課までご相談ください。

(6) 啓発グッズの掲示期間

啓発グッズ到着後～令和8年1月まで掲示をお願いします。

返却の必要はありませんので、事業終了後も、可能な限り引き続き、食品ロス削減への取組及び啓発グッズの掲示をお願いします。

(7) 注文受付期間

令和7年10月10日(金)～令和7年12月12日(金)

※啓発グッズが予定数に達した場合はその時点で受付を終了します。

(8) 実施後アンケート

啓発グッズの配布対象者は、事業終了後に実施後アンケートの提出をお願いします。

実施後アンケートの提出期間は、令和8年2月2日(月)～令和8年2月27日(金)です。

2. 啓発グッズの注文について

下のQRコードから電子申請するか、注文書をFAXまたは郵送してください。
注文書は以下のとおり記入してください。注文書は市のホームページに掲載
しています。

受付期間 令和7年10月10日（金）～令和7年12月12日（金）

FAX番号 0853-21-6597

郵送先 〒693-8530 出雲市今市町70番地

出雲市役所 環境施設課 食品ロス担当

電子申請用QRコード



市のホームページQRコード



FAX（0853-21-6597）または郵送にてご提出ください。
※ご注文いただいた啓発グッズは11月以降、順次発送いたします。

環境エネルギー部 環境施設課

住 所
団 体 名
代 表 者 氏 名
日中連絡可能な電話番号

押印不要です。
（法人の場合）本社住所、
団体名、代表者氏名、電話
番号を記入
（個人事業主の場合）個人
事業主本人の住所、氏名、
電話番号を記入

「残さず食べてトキめきアップ★30・10運動」普及に向けた啓発グッズ注文書

以下のとおり注文します。

啓発グッズ掲示店舗※ ¹		(送付先住所) ☐ 同上 ☐ () (店 舗 名) (担当者名) (電話番号) ☐ 同上 ☐ () (店舗URL) ☐ () ☐ なし または掲載を希望しない	
注文内容	サイズ (mm)	注文数	注文上限数※ ² (店舗ごと)
1 三角柱POP (防水加工済)	65mm×140mm (組立時)		10
2 両面チラシ (ラミネートあり)	210mm×297mm (A4サイズ)		ラミネートあり・なし合計 20
両面チラシ (ラミネートなし)			

事業を実施する店舗
の情報を記入

必要数を記入してくだ
さい。
【注意】
右欄の注文上限数内
での注文をお願いしま
す。不足する場合は、
環境施設課へご相談
ください。

※¹ 掲示する店舗が複数ある場合は、店舗ごとに注文書を提出してください。なお、実施店舗の住所、
店舗名、電話番号、URL（URLは希望店舗のみ）は「残さず食べてトキめきアップ★30・10
運動」普及協力店として市のホームページに掲載させていただきますのでご了承ください。

※² 上限数は目安です。不足する場合は環境施設課（TEL0853-21-6988）までご相談ください。

3. 実施後アンケートの提出について

下のQRコードから電子申請するか、アンケートをFAXまたは郵送してください。
アンケートは以下のとおり記入してください。アンケートは市のホームページに掲載しています。

電子申請用QRコード



市のホームページQRコード



**FAX (0853-21-6597) または郵送にて、
令和8年2月1日～28日にご提出ください。**

環境エネルギー部 環境施設課 宛

住所
団体名
代表者氏名
日中連絡可能な電話番号

「残さず食べてトキめきアップ➡30・10運動」普及に向けた取組実施後アンケート

以下のとおり回答します。

取組実施店舗

(住所) ☐ 同上 ☐ ()

(店舗名)

(担当者名) ☐ 同上 ☐ ()

(電話番号)

質問	回答
1 利用者（市民）からどのような反応がありましたか。☑をお願いします。	☐ とても好評だった ☐ あまり反応がなかった ☐ おおむね好評だった ☐ 否定的な意見があった ☐ 普通だった ☐ その他 ()
2 今回の取組によって食品ロス（食べ残し）は減りましたか。☑をお願いします。	☐ 大きく減った ☐ 増えた ☐ ある程度減った ☐ わからない ☐ あまり変わらなかった ☐ その他 ()
3 啓発グッズについて、効果がありましたか。理由も教えてください。	三角柱POPの効果： あり ・ なし ←どちらかに○をお願いします 【理由】 チラシの効果： あり ・ なし ←どちらかに○をお願いします 【理由】
4 引き続き30・10運動普及に取り組もうと思いますか。☑をお願いします。	☐ はい ☐ いいえ
5 食べ残しに限らず、飲食店で発生する食品ロスを削減するために、今後、市からどのようなサポートが必要だと思いますか。	記入例：こんなグッズがあったらいい、もし補助金があれば食品ロス削減のためにこんなことをやってみたい など
6 今回の取組全般について、感想やお気づきのことなどがあればご記入ください。	

ご協力ありがとうございました。

押印不要です。
（法人の場合）本社住所、団体名、代表者氏名、電話番号を記入
（個人事業主の場合）個人事業主本人の住所、氏名、電話番号

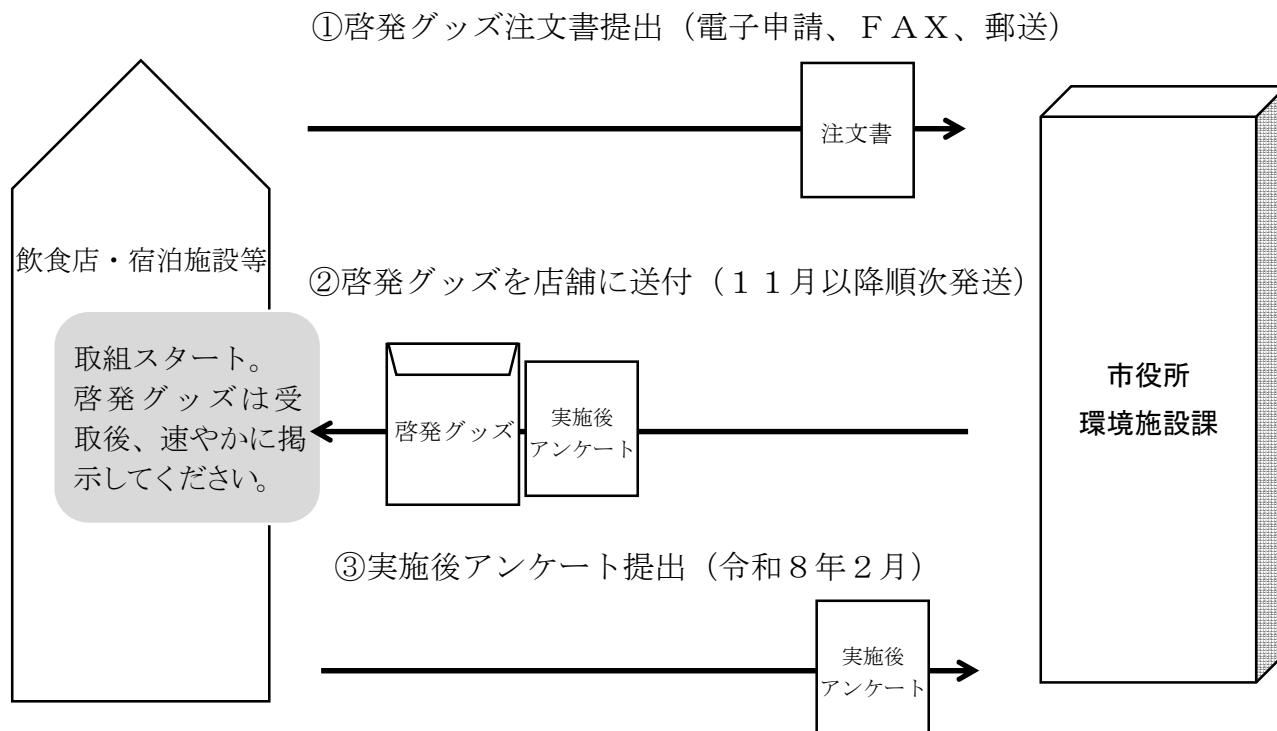
事業を実施した店舗の情報を記入

実施した食品ロス削減の取組について記入

4. 啓発グッズの送付

啓発グッズは、11月以降、順次送付先（実施店舗）に発送します。

5. 注文から啓発グッズ送付、実施後アンケート提出までの流れ



6. 問合せ先

〒693-8530 出雲市今市町70番地

出雲市役所 本庁舎4階 環境施設課 減量推進係

TEL0853-21-6988（平日8:30～17:00※土日祝除く）

7. よくある質問

1 啓発グッズの配布対象者

(1-Q1) 個人事業主で、市内に店舗があるが、居住地が市外にある場合は対象になりますか？

A：市内に店舗があれば対象になります。

(1-Q2) 法人で、市内に店舗があるが、本社・本店が市外にある場合は対象になりますか？

A：市内に店舗があれば対象になります。

(1-Q3) 個人事業主で、市外に店舗があるが、居住地が出雲市にある場合は対象になりますか？

A：対象となりません。

(1-Q4) 経営する店舗が複数あります。啓発グッズをもらえるのは1店舗だけですか？

A：複数店舗分の啓発グッズを注文できます。ただし、注文は店舗ごとに行ってください。

注文者は法人の場合は本社・本店、個人事業主の場合は個人事業主本人としてください。

(1-Q5) 数か月後に廃業予定です。この場合、対象になりますか？

A：令和7年12月～令和8年1月に営業する場合は対象となります。注文書の空いたスペースに「〇月〇日廃業予定」と記載をお願いします。

(1-Q6) 数か月限定で飲食店を営業する予定です。この場合、対象になりますか？

A：令和7年12月～令和8年1月に営業する場合は対象となります。注文書の空いたスペースに「〇月〇日～〇月〇日のみ営業予定」と記載をお願いします。

2 啓発グッズの注文など

(2-Q1) 注文書に押印は必要ですか？

A：注文書への押印は不要です。

(2-Q2) 注文書はパソコンで入力したものでも良いですか？

A：パソコンで入力したものでも、手書きでも、どちらでも良いです。また、電子申請でも注文可能です。

(2-Q3) 啓発グッズの注文について、破れたりすることもあると考えて多目に注文してもよいですか？

A：数に限りがありますので、適正な数で注文をお願いします。

(2-Q4) 啓発グッズの注文について、足りなくなったら追加で注文できますか？

A：その時の在庫状況により判断します。事前に環境施設課（TEL0853-21-6988）にご相談ください。

(2-Q5) 啓発グッズについて、量がたくさん欲しいので、自社で印刷をしたいと思いますが可能ですか？

A：可能です。データをお渡しできますので、環境施設課（TEL0853-21-6988）にご連絡ください。

(2-Q6) 啓発グッズは、事業終了後、市役所に返す必要がありますか？

A：返却の必要はありません。事業終了後も、可能な限り引き続き、掲示をお願いします。

(2-Q7) 啓発グッズの掲示はいつからいつまで実施する必要がありますか？

A：啓発グッズ到着後～令和8年1月までお願いします。啓発グッズは返却の必要はありませんので、事業終了後も、引き続き、食品ロス削減への取組及び啓発グッズの掲示をお願いします。